

令和 5 年第 2 回

枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和 5 年 1 1 月 1 6 日（木） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和5年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第5号 公平委員会委員の選任の同意について	4
認定第1号 令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	4
議案第6号 令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）	7
一般質問	11
閉会宣告	13
○付議事件議決結果一覧表	15
○議案集	17

令和5年第2回枚方京田辺環境施設組合議会臨時会会議録

日 時：令和5年11月16日（木） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 11名

2番	広瀬ひとみ	3番	大津真沙樹
4番	長友克由	5番	妹尾正信
6番	佐田あゆ美	7番	大地正広
8番	青木綱次郎	9番	上田毅
10番	菊川和滋	11番	田原延行
12番	向川弘		

○欠席議員 1名

1番 漆原周義

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	古 川 義 男
事 務 局 長	高 橋 利 之
事 務 局 次 長	大 谷 優 子
事 務 局 次 長	喜 多 利 英
参 事	岡 本 仁
参 事	吉 岡 正 泰
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	前 川 宗 範
京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課長	宮 本 尚 明
枚 方 市 環 境 部 長	兼 瀬 和 海
枚方市環境部循環型社会推進室循環型社会推進課長	内 山 正 昭

○職務のため出席した者

書 記 長	高 橋 利 之 (兼務)
書 記	大 谷 優 子 (兼務)
書 記	喜 多 利 英 (兼務)
書 記	請 関 巧
書 記	柳 里 百合江
書 記	仲 村 保 治

○議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第5号 公平委員会委員の選任の同意について

日程第4 認定第1号 令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第6号 令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）

日程第6 一般質問

○大地正広議長 開会前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日より5類感染症となりましたので、今議会でのマスク着用につきましては、個人の判断に委ねることを基本といたします。よろしくお願いいたします。

また、会議時間がおおむね1時間を超える場合は、換気のために休憩時間を設けますので、御了承ください。

開会・開議 午後2時00分

○大地正広議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、これから令和5年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、主な事業の進捗状況といたしましては、まず、環境影響評価でございますが、引き続きオオタカの調査を含め、事後調査に取り組んでおるところでございます。

施設建設工事につきましては、掘削及び建築躯体工事を行っているところでございまして、年明けからは煙突工事に着手をいたします。今後は、令和7年度末の稼働に向けまして、工程管理の下、安全第一に工事を進めてまいりたく考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き、御支援と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本定例会では、組合公平委員会委員の選任につきまして、そして、令和4年度決算認定について、令和5年度一般会計補正予算（第1号）について提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御認定、御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大地正広議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、長友克由議員、菊川和滋議員を指名いたします。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○大地正広議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前臨時会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであ

ります。

日程第3、議案第5号、公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

上村管理者。

○上村崇管理者 議案第5号、公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、現組合公平委員会委員であります倉橋忍氏の任期が本年11月30日をもって満了となるため、引き続き委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

選任いたします倉橋忍氏は、昭和32年生まれで、京田辺市草内八田に住まいされておられます。同氏は、令和元年10月から京田辺市公平委員会委員を、令和元年12月からは本組合公平委員会委員をお務めされておられます。

以上、簡単ではございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大地正広議長 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は、原案に対し同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大地正広議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案に対し同意することに決しました。

日程第4、認定第1号、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 認定第1号、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊令和4年度一般会計決算書に基づき、御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、収入済額の合計欄のとおり、2億6,598万6,720円でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計欄のとおり、2億6,583万7,160円でございます。

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は、14万9,560円でございます。

以上が歳入歳出決算でございます。

7ページ以降は、地方自治法施行令の規定に基づき作成いたしました関係書類でございます。

まず、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。8ページから17ページまでございますが、後ほど、別の資料で歳入歳出の概要を御説明申し上げます。

次に、18ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の14万9,000円でございます。

最後に、19ページの財産に関する調書でございます。前年度末から増減はございません。続きまして、別冊令和4年度決算説明資料により、歳入歳出の概要につきまして、御説明申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、収入済額が1億4,713万6,160円でございます。構成市の負担金として、枚方市から8,750万8,378円、京田辺市から5,962万7,782円をそれぞれ収入いたしました。

第3款諸収入につきましては、収入はございません。

9ページに参りまして、第4款繰越金につきましては、収入済額が5万560円でございます。これは、前年度繰越金を本年度会計に収入したものです。

第5款組合債につきましては、収入済額が1億1,880万円でございます。こちらは、可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る起債分を収入したものです。

続きまして、10ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、支出済額が22万7,494円でございます。活動経費として組合議会の開催に伴う費用弁償とその他諸経費として会議録作成に伴う印刷製本費及び筆耕翻訳料などを支出いたしました。

11ページに参りまして、第2款総務費につきましては、支出済額が1億133万8,591円でございます。

主な支出の内容でございますが、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、ネットワーク・事務機器等管理経費としてパソコン、複写機等の賃借料、車両関係経費として公用車の燃料費及び賃借料等、財務会計・地方公会計システム管理経費としてシステム保守管理に係る委託料、各種負担金として派遣職員給与費等の負担金等をそれぞれ支出いたしました。

12ページに参りまして、第2目公平委員会費では、公平委員会の開催に伴う委員報酬を支出いたしました。

次に、第2項監査委員費でございますが、監査等の実施に伴う委員報酬を支出いたしました。

13ページに参りまして、第3款衛生費につきましては、支出済額が1億6,297万9,334円でございます。主な支出の内容でございますが、環境影響評価事後調査業務、可燃ごみ広域処理施設整備施工監理業務に係る委託料を、可燃ごみ広域処理施設建設工事に係る請負費を支出いたしました。

14ページに参りまして、第4款公債費につきましては、支出済額が129万1,741円でございます。組合債の元本の一部とその利子を支出いたしました。

第5款予備費については、支出はございませんでした。

以上が歳入歳出の概要でございます。

なお、15ページ以降は、主要な施策の成果を記載しております。

また、監査委員の意見につきましては、別冊令和4年度枚方京田辺環境施設組合決算審査意見書のとおりでございます。併せて御覧いただければと存じます。

以上、決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○大地正広議長 これより質疑に入ります。

ただいまのところ、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大地正広議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

青木綱次郎議員。

○青木綱次郎議員 どうも御苦労さまです。京田辺市議会の青木綱次郎でございます。

ただいま議題となっております認定第1号、令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

22年度の本組合の主な事業は、新ごみ焼却場の整備建設事業であり、その工事はまだ造成を中心としたものでありますが、その事業手法は民間委託の一手法であるDBO方式が取られております。日々発生するごみの処理は、住民生活にも深く関わるものであり、この点から、民間委託ではなく、行政が直接責任を持って管理運営すべきであります。また、住民とともにごみ減量の取組を進めるに当たっても、ごみ処理施設を行政が直接運営することは重要な意味を持つものと考えます。この点を踏まえ、DBO方式そのものを見直すべきとの立場から反対をするものであります。

なお、22年度は、京田辺市が全額負担をした建設予定地の粗造成事業が終了いたしました。この事業費は、最終的には13億3,383万2,500円となりました。さらに、これからの話ですが、25年度末に向けて新焼却場への進入道路の整備も京田辺市が全額負担することになっております。こちらのほうの事業費は、見込みではありますが、今のところ約1億5,000万円と言われております。昨年も指摘をしておりますが、この粗造成工事費に加え、用地買収費4億6,000万円と進入道路整備費1億5,000万円を全部合計すると19億4,000万を超えます。物価上昇などを考えると20億円にもなるのではないかと思います。これだけの額を全て京田辺市が負担することでよいのか、この点は見直すべきだということは指摘をして討論を終わります。

○大地正広議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大地正広議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。

本件は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大地正広議長 起立多数です。よって、本件は認定することに決しました。

日程第5、議案第6号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 議案第6号、令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計補正予算書(第1号)の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,622万9,000円を増額し、11億7,836万4,000円と定めております。

また、第2条におきましては、債務負担行為の設定を、第3条におきましては、地方債の補正を計上いたしました。

債務負担行為の設定につきましては、5ページの「第2表 債務負担行為」を、地方債の補正につきましては、6、7ページの「第3表 地方債補正」を御覧ください。

本件は、現在実施しております可燃ごみ広域処理施設整備運営事業建設工事について、事業者から昨今の建設費高騰を受け、建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負金額の変更に係る請求書が提出されたことから、その協議開始に必要な予算について、適正な変更をするため、令和5年度から令和7年度の期間で債務負担行為を設定するものでございます。

令和6年度以降の支払限度額は、12億7,040万1,000円でございます。

また、補正後の起債限度額は、7億3,050万円でございます。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、9ページ以降の補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、各市負担金を2,162万9,000円増額するものでございます。内訳としましては、枚方市負担金が1,313万1,000円、京田辺市負担金が849万8,000円の増でございます。

第5款組合債につきましては、可燃ごみ広域処理施設整備事業のため、6,460万円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開きください。

第3款衛生費につきましては、8,622万9,000円を増額しております。内容としては、ごみ処理施設の建設に要する工事請負費の増額でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○大地正広議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは質問をさせていただきますが、最初に、施設建設工事費の増額について、その理由と内容、及び、今後の見通しについてお聞きをいたします。

○大地正広議長 理事者から答弁を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

施設建設工事費の増額につきましては、提案理由の中で御説明させていただきましたように、建設費高騰に伴うインフレスライド条項に対応するものでございます。

今後の見通しでございますが、引き続き建設費が高騰すれば、再び請負金額の変更に係る請求書が提出される可能性がございます。

○大地正広議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 物価高騰によるインフレスライド制の適用ということで、それ自身は、この間の昨今の物価高騰、資材もそうですし、燃料費も上がると。併せて最低賃金なんかも上がれば労務単価も変わってくるので、ある意味ではやむを得ない面があるかとは思いますが、ちょっと額を見ると今年度分で8,600万円と。建設工事自身は25年度末までの4年間の工事期間で、それが終わるまでで、今後の債務負担行為で12億7,000万円計上されていますから、これは予算上の措置とはいえ、大体13億5,000万円の増額ということになります。この建設工事自体は、昨年2月に組合議決を経て、事業者との間で14億3,600万円ぐらいで契約をしていたものが、こういう物価上昇の影響によって、13億5,000万円ですから、ほぼ1割近い増額というふうにもなります。

ちなみにちょっとお聞きをしたいんですが、この13億5,000万円、今後増額が見込まれるということですが、その財源について、これはどういうふうになっているのかお聞きをいたします。

あわせて、今、構成市の負担金のほうは補正にありますが、整備費全体を見れば、両構成市の負担金と国の交付金、このそれぞれで財源を確保することになっておりますが、国の交付金について増額はないのかということもお聞きをします。

○大地正広議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

建設費増額分の財源につきましては、起債によるものを75%とし、残り25%を一般財源として、両構成市からの負担金で賄うこととなります。

国の交付金のインフレスライド条項に対する施策につきましては、現在のところ承知しておりませんが、京都府を通じて要望してまいります。

○大地正広議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 3回目なので、これはちょっと要望ということにもなりますけども、今、財源のほうで負担金と起債ということを言われましたが、組合の起債といっても、それは実際には、もともと負担の元をただしていけば、両構成市の負担金から償還することになるんです。今のお話を聞いたら、この13億5,000万円が全部両構成市の負担になると。私はそれで本当にいいのかなと思うんです。この工事費は、最初の時点で、当初の予定では、総事業費の141億3,000万円に対して国の交付金が37億8,700万円、残りの百数億円を枚方と京田辺市で負担すると。それが13億を超えて、その分が構成市だけの負担になって、何で国の負担金といいますか、交付金は増えないのかと、非常に不思議なわけです。額も非常に大きいです。13億円といたら、京田辺でいえば、恐らく住民センターが1つ建つぐらいのお金にも匹敵すると。仮に京田辺市で住民センターを1つ造るんだとしたら、それに国の交付金がゼロなんてことはあんまりあり得ないわけなんです。それだけの大きな額を全部地方自治体だけに押しつけることになるんじゃないかと。もともとの物価上昇でやむを得ない面もあろうかと思いますが、それは責任でいえば、少なくとも地方自治体よりは国の責任はあると私は思います。そういう点では、今先ほど事務局長の答弁でも、国には京都府を通じて要望するということが言われました。ぜひ組合としてもしっかりと要望していただきたいと思いますし、併せて、当組合から見れば、管理者としてはお一人ではございますが、ここには京田辺市長さんと枚方市長さんと、お二人の市長さんもいらっしゃるわけなので、ぜひそれぞれのお立場からも、市長としても国に対して、こういう場合の交付金の増額と、物価上昇なんかのやむを得ない事情である場合の事業費の増額については、国も何らかの措置をすべきだと、そういうことはぜひ市長という立場からも要望していただきたいと、このことは強く求めておきたいと思います。

以上で終わります。

○大地正広議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

次に、広瀬ひとみ議員の質疑を許可します。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 枚方の広瀬です。

少し重なりますけれども、今御質問もありました債務負担行為として令和5年度から7年度の限度額として12億7,040万1,000円、そして、補正予算として8,622万9,000円、合計で13億5,663万円の増額補正が組まれることとなります。

この補正額は、昨今の建設費高騰に伴うインフレスライド条項に対応するもので、請負事業者からの申出に基づき対応するものだとお聞きをしておりますが、受注者からの請求はいつ行われたのか、適用期間はどうか、お伺いをします。また、請求に対し今後どのように進めていくのかも併せてお伺いをいたします。

○大地正広議長 理事者から答弁を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 広瀬議員の議案質疑にお答えいたします。

事業者からの請求書は、令和5年9月11日に提出され、適用期間は、基準日を同年9月20日とし、それ以降の残工事が対象となります。

今後は、今回の補正予算が可決されましたら、提出された請求書に基づきスライド額の協議を開始し、確定次第、仮契約を予定しています。

○大地正広議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 ありがとうございます。

そうすれば、次に、対象となるスライド額における受注者の負担割合と、今回増額補正のうち人件費が占める割合についてお伺いします。

○大地正広議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

受注者の負担割合につきましてはスライド対象額の1%でございます。

また、増額補正のうち人件費が占める割合につきましては、当初設計時から資材と工賃を合算した単価を採用しているものがあるため、人件費だけを抽出した割合はお示しできません。

○大地正広議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 ありがとうございます。

13億円の増額補正というのは、先ほども粗造成の工事で約13億円ということでありましたから、非常に大変大きな金額だと思います。しかし、契約上も、そして昨今の物価高騰の状況からも、これはもうやむを得ないものだというふうに思います。

御答弁では、人件費部分についての割合は、仕組み上、これは示すことができないということでありましたが、契約金額が変更される場合は、「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」、この国の通知の趣旨に従って、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者の賃金水準の引上げ等について適正に対応することが求められております。今後、スライド協議を進める予定とのことですが、資材とともに労働者の賃金についても適正に対応していただくことを要望させていただきたいと思っておりますし、先ほど青木議員のほうからもありましたけれども、スライド額について、国の交付金の対象となるようにという点については、ぜひ私からもお願いをさせていただきまして質問を終わります。ありがとうございます。

○大地正広議長 これにて広瀬ひとみ議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大地正広議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大地正広議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから議案第6号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○大地正広議長 起立全員です。よって、本件は可決されました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間は、答弁時間も含め15分までとする時間制限の申合せがありますので、念のためお知らせします。

ただいまから順次質問を許可します。

まず、青木綱次郎議員の質問を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 それでは、私のほうから一般質問させていただきます。一問一答でお願いいたします。

最初にお聞きをしたいのは、これは決算認定のところでも少し触れられましたが、環境アセスに関わって、オオタカの行動調査、これは22年だけで、23年、今年のおオオタカの行動観察の内容や結果、あと、繁殖などの特徴などがあれば、明らかにされるようお願いをいたします。

○大地正広議長 理事者から答弁を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 青木議員の一般質問にお答えいたします。

オオタカの行動観察につきましては、これまでどおりの定点による観察と、巣に設置したCCDカメラにより、繁殖状況の確認を行いました。

その結果につきましては、3月に4個産卵し、6月に2羽の巣立ちを確認いたしました。

○大地正広議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 オオタカのほうは今年は順調に繁殖ということで、2年ぐらい前でしたか、営巣まではいったけども、結局、繁殖には至らなかったという事例もありました。去年は卵まで確認されたんですかね。今回は巣立ちまで見届けられ、その後は、なかなか自然の中でのことですから、どうなるかは分かりませんが、引き続き、きちんと、貴重な自然種なので、影響が出ないようお願いをしたいと思います。

2点目の質問なんですけど、施設完成後の対応についてでございます。

京田辺市の9月議会のほうで、京田辺市の当局のほうから当組合の規約変更について若干の報告がございました。25年度末には今建設中の新焼却炉が完成をすると、そういう話で、今のところ組合としては、規約上、組合の目的は新焼却場を造るというのが組合の目的となっておりますが、それが完成をしたら、それに伴う様々な事業目的の変更などを規約変更で行うことになる、そういう説明でございました。それは言われてみればそのとおりだなとは思いますが、1つは、その内容は取りあえずひとまず置いておいて、その組合の規約変更自身は両構成市の市議会の議決事項というふうになっております。それはそれぞれの議会において審議をされることだと思っておりますが、その後は組合のほうとしての対応になるかと思っております。仮に組合の規約が変更された場合、当組合の議会としてどういう対応をしていく必要があるのかと、その対応すべき事項や内容、あと、それらの変更のためのスケジュールなどについて、どういうふうに見ておられるのかというのをお聞きします。

○大地正広議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 御質問にお答えいたします。

施設完成後の当組合の規約変更に関して対応すべき事項としては、構成市間で協議中ではありますが、新施設設置条例等の制定をするほか、職員定数の上限を施設完成後の体制を踏まえた数に改めるため、職員定数条例の改正が必要であり、これら条例の制定、改正については、令和7年度中の提案を目途に考えております。

また、規約変更に伴い、新施設及び枚方市東部清掃工場焼却施設の管理運営を行うこととなりますが、その詳細については、今後、構成市と協議してまいります。

○大地正広議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 ちょっと確認しておきたいんですが、組合議会として議決をすべき事項としては、今言われたように、制定、あるいは改正対象の条例案については、1つは施設の設置条例、これは、新しいものができるわけですから、その設置についての根拠を示す条例ということでの制定になるかと思えます。あと、そういう施設ができた下での職員定数について、その時々状況に応じてと思えますが、一定の変更がある。その職員定数条例の2本、この2つということでのよいのかというのはちょっとお聞きをしておきたいんですが。

○大地正広議長 高橋事務局長。

○高橋利之事務局長 再質問にお答えいたします。

今後の構成市間の協議によっては、これに加えて条例化するものや、また、改正することも想定されます。

○大地正広議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 今後、両構成市間の協議によって、いわゆる規則でやるのか、あるいは条例でやるのかという、その辺の判断も今後出てこようかと思えます。通常であれば規則でやるんだけど、組合でやるなら条例でやろうとか、あるいは逆もあろうかと思えますけど、その辺はまた決まり次第、明らかにしてほしいと思うんですけども、ただ、気になるのは、そのスケジュールの面で、実は9月に京田辺市のほうで報告があったときに、京田辺市議会での規約変更の議決のスケジュールについて、これはあくまでも京田辺市のほうは決まったものではなくて目安ということでの報告ではありますが、大体25年の6月か9月議会で議案として提出をしたいということが言われました。大体26年度から新しい体制に移行するので、その前の年の6月か9月ということを言われたんですが、ただ、組合としては両構成市の議決が終わってから動き出すということになって、これは本当に25年の6月議会、9月議会で間に合うのかなというのが少し気にはなります。内容的には、私は非常に重要な中身もあろうかと思っております。本来の組合としての規約変更の手續上、特に今回は京都と大阪と2つの府県にまたがるということもあって、国への申請なども必要だというふうに聞いております。そういうことを思えば、やはり余裕を持ったスケジュールで臨む必要があるんじゃないかと。これは組合としても、規約変更のほうは両市議会でやっても、その後の設置条例であるとか定数条例、場合によっては運営に関わる条例も出てくる可能性がありますけども、そういうものをやっぱり十分審議しようと思えば、一定のスケジュール、時間が必要ではないかと。特に当組合議会は、一応定例会としては年に2回ということもあり

ますので、場合によっては臨時議会が必要になるかもしれないと。そういうことも踏まえれば、そういう余裕を持ったスケジュールになるように、規約変更の議案については、両構成市についてもその辺をよく考えて、あまりぎりぎりではなく、余裕を持って対応できるように臨んでほしいということ、これは組合のほうからもぜひ両構成市には伝えていただきたいと思えます。この点は要望しておいて終わらせていただきます。

○大地正広議長 これにて、青木綱次郎議員の質問を終結します。

以上で一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました公平委員の選任に御同意をいただきまして、また、決算認定、補正予算案につきましても、慎重なる御審議を賜った上に、御認定、御議決をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上に、今後の組合運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

結びに、インフルエンザの異例の流行ということもございませう。これから寒い季節になってまいります。どうか議員の皆様方におかれましても、健康に十分御留意をされまして御活躍をいただきますように心からお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○大地正広議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を行っていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、時節柄、これからますます寒くなってまいります。インフルエンザ感染症は既に全国各地で流行しており、今後も感染者数は増加すると予想されます。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和5年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉 会 午後2時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 大 地 正 広

署名議員 長 友 克 由

署名議員 菊 川 和 滋

付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和5年11月16日	決定
議案第5号	公平員会委員の選任の同意について	令和5年11月16日	同意
認定第1号	令和4年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 歳入歳出決算認定について	令和5年11月16日	認定
議案第6号	令和5年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 補正予算（第1号）	令和5年11月16日	原案可決
—	一般質問	—	許可